

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和20年2月5日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から同年9月までは100円、同年10月から同年12月までは110円、20年1月は120円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月5日から20年2月5日まで

私は、A社C工場に入社し、B工場ができたため同工場に転勤したが、昭和20年2月に召集令状が来て職場を一旦離れた。終戦となったが、兄が戦死したので、職場復帰することができなくなり、やむなく会社を辞めることになった。B工場勤務時の資料は無いが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社B工場において、昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、19年6月5日に資格を喪失している。

しかしながら、申立人は、「昭和20年2月に召集令状が来てB工場の職場を離れ、D隊に配属の予定で6か月の教育を受けたが、終戦となり、E村（現在は、F市）に戻ると、兄が戦死したためそのまま家にいなくてはならず、職場復帰しなかった。」と供述しているところ、軍歴証明書において、昭和20年2月5日に現役兵としてD隊に入営、同年8月25日帰休除隊と記録されており、申立人の説明は、具体的で信憑性がある。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、申立人の資格取得日及び取得日以降の標準報酬月額の変遷が記録されているところ、昭和19年6月に資格喪失してい

ば記録されるはずのない20年1月1日までの標準報酬月額の変更の記録が記載されている上、資格喪失年月日欄が空欄となっており記録されていない。

さらに、申立人が同僚として挙げたうちの1名の記録は、A社C工場に係る被保険者名簿において昭和17年2月1日に資格取得、同年同月3日に資格喪失となっており、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）においても、同様の得喪日が確認でき、また、同社B工場で同年6月1日に資格取得、32年の切替えまでの算定記録の記載も確認でき、このうちの20年1月1日までの算定記録は、前記の同社B工場に係る被保険者名簿の当該同僚の欄の記録と一致している。

一方、申立人の記録は、A社C工場に係る被保険者名簿において、昭和17年2月1日に資格取得、同年6月5日に資格喪失となっており、一方、旧台帳では、同年2月1日資格取得、19年6月5日資格喪失、資格喪失の原因欄には「解雇」の押印が確認できるものの、同台帳の事業所名称は、「A」の記載と「C」の押印のみで、同社B工場に在籍していたことをうかがわせる記載が無く、資格喪失欄の「19.6.5」の「9」のみが不自然な記載となっており、同社C工場に係る被保険者名簿で申立人の資格喪失日が17年6月5日と記載されていることから、もともとC工場の資格喪失日である「17.6.5」を意味していた可能性を否定できず、このほかの旧台帳は見当たらない。

以上のことから、社会保険事務所（当時）における申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれ、申立人が申立期間において継続して当該事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社B工場における記録管理が適正に行われていなかったものと認められることから、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年2月5日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における記録から、昭和19年6月から同年9月までは100円、同年10月から同年12月までは110円、20年1月は120円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成10年1月から同年7月までは34万円、同年8月は30万円、同年9月から同年12月までは34万円、11年1月は30万円、同年2月から同年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月は34万円、同年10月から同年12月までは32万円、12年1月は30万円、同年2月から14年4月までは34万円、同年5月は30万円、同年6月から15年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までは34万円、16年1月は32万円、同年2月及び同年3月は34万円、同年4月から同年9月までは36万円、同年10月から18年8月までは34万円、同年9月から19年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は平成10年1月から19年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月20日から19年9月23日まで
私がA社に勤めていた申立期間の標準報酬月額の記録が会社からもらっていた給与額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間については、事業主が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、15 年 1 月から同年 7 月までは 34 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 34 万円、16 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 18 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から 19 年 8 月までは 32 万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間については、保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳が無く、実際の社会保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないが、賃金台帳において確認できる同年 1 月から 19 年 8 月までの保険料控除額が一定期間継続して同額となっていることから、10 年 1 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間についても、その直後の保険料控除額と同額が控除されていたものと推認でき、このこと及び申立人から提出された預金取引明細書の振替給料額から推認できる報酬月額から、10 年 1 月から同年 7 月までは 34 万円、同年 8 月は 30 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 34 万円、11 年 1 月は 30 万円、同年 2 月から同年 7 月までは 34 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月は 34 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 32 万円、12 年 1 月は 30 万円、同年 2 月から 14 年 4 月までは 34 万円、同年 5 月は 30 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和48年3月16日から49年9月1日までの期間について、事業主は、申立人が48年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年9月1日に資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から49年8月までは5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月16日から49年9月1日まで
② 昭和49年9月1日から50年6月1日まで

大学を卒業して、申立期間①においてA社に就職した。処遇は正規採用職員であり、給料から保険料等が控除されていたのは間違いない。B社を昭和48年8月末で退職した後に、C市役所で申立期間②において臨時職員として働き、その後50年6月1日から市職員に採用になり共済組合に加入した。申立期間②の期間は嘱託職員の身分で給料から保険料等は控除されていた。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に正規職員として勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同期に入社した同僚の年金手帳厚生年金保険記号番号払出簿を確認したところ、同僚の一つ前の年金手帳記号番号に申立人の氏名が確認でき、昭和48年3月16日にA社で当該番号を取得していることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金被保険者原票を確認したところ、申立人の整理番号と考えられる台帳については紛失しており、その内容を確認する

ことができない。

このことについて管轄年金事務所では、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が欠落している理由については不明である。」と回答しており、申立期間①当時、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和48年3月16日に被保険者資格を取得し、49年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同期で同年齢の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和48年3月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から49年8月までは5万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、C市役所保管の申立人の職員記録表から申立人が当該期間において臨時職員として勤務していたことが推認できる。

しかし、C市役所では上記職員記録表以外の関係資料が保管されておらず、当時の状況を知る事務担当者も所在が不明であるため、申立人の同市役所における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C市役所から提出された回答書によると、申立人と同様に昭和50年6月1日の時点で、臨時職員から正規職員になり共済組合に加入するようになった者が申立人を含めて4人確認できるところ、そのうち臨時職員の時に厚生年金保険に加入しているのは一人のみであることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間②当時、C市役所においては、全ての臨時職員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 393 (事案 10 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 11 月まで
私の夫が、A 所の勤務となり、赴任後まもなく隣にあった B 農協の職員から国民年金への加入を勧められ、毎月集金に来てくれたので納付した。記録の訂正を申し立てたが、認められなかったので再度調査して認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時、居住地であった A 所へ農協職員が国民年金への勧奨に訪れ、勧めに従い加入手続を行った後、毎月集金に来たので保険料を渡して納付したと主張しているが、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がないこと、ii) 当該農協は、申立期間当時において、年金の指定代理金融機関及び収納代理金融機関ではなかったこと、iii) 申立人の記憶は曖昧であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は前回の審議結果に納得できないとして再度申し立てているが、申立人からは、新たな資料の提出や具体的な説明は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 2 日から 48 年 8 月 14 日まで
② 昭和 49 年 7 月 18 日から 55 年 7 月 7 日まで

私が昭和 45 年 4 月に A 社に入社したときの手取り給与額は 23 万円以上あった。48 年に自己都合で退職したが、会社の要請で、49 年 7 月に再就職した。記録されている給与額が明らかに少ないと思うので、確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と異なっている。」と主張している。

しかし、A 社の人事担当者は、「申立期間当時の申立人に係る資料は残っておらず、保険料控除の状況については不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A 社の人事担当者及び複数の同僚は、「中途採用者の入社時の基本給は、年齢により決められていた。」と証言しており、申立人の入社時の標準報酬月額である 5 万 2,000 円は、オンライン記録から、同職種の複数の同僚の標準報酬月額と比較して著しく低額であるという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じ職種で、ほぼ同じ給与額であったとする複数の同僚の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格の取得以降、資格を喪失するまでの期間について、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できる上、A 社の人事担当者も、「申立期間当時

に同社で採用していた給与体系については、同職種の者の標準報酬月額に大きな差がつくことはなかったと思われる。」と回答している。

加えて、A社において、申立期間①及び②に被保険者記録がある元従業員 10 人に照会したところ、回答があった 4 人中 4 人は、「A社で勤務した期間の標準報酬月額の記録について、自身の記憶とほぼ一致している。」と証言している。

その上、A社が加入するB企業年金基金における申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。